

特定創業支援等事業を卒業したら受けられる

主な4つの特典（優遇措置）

条件 講座終了後、商工会のフォローアップを4回以上受け、特定創業支援等事業の証明を市から受けること



会社設立時の登録免許税が半減

法人（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社）を設立する際、国に納める登録免許税が通常の半分の税率に軽減されます。

- 株式会社の場合：税率が資本金の0.7%から**0.35%**に引き下げられます。最低登録免許税も通常15万円のところ、**7.5万円**に減額されます。
- 合同会社の場合：税率が資本金の0.7%から**0.35%**に引き下げられます。最低登録免許税も通常6万円のところ、**3万円**に減額されます。

※すでに個人事業主として開業している方が法人化する「法人成り」の場合や、証明書を発行した自治体とは別の市区町村で会社を設立する場合は対象外となるため注意が必要です。



創業関連保証の特例（融資の申し込み前倒し）

無担保・第三者保証なしで利用できる信用保証協会の「創業関連保証」について、利用できるタイミングが大幅に前倒しされます。

- 通常は「創業の2か月前」からしか申し込めないところ、「**創業の6か月前**」から前倒して融資の申し込み（保証の審査）が可能になります。
- これにより、店舗の契約や設備投資の資金を、実際の創業よりもかなり早い段階からゆとりを持って確保できるようになります。



日本政策金融公庫の融資における優遇措置

政府系の金融機関である日本政策金融公庫の融資制度において、要件の緩和や審査上のメリットを享受できます。

- 新創業融資制度の自己資金要件が免除：通常、創業前または創業間もない時期の融資には「創業資金総額の10分の1以上の自己資金」が必要ですが、証明書があればこの要件を満たしたもの（自己資金ゼロでも申請可能）として扱われます。
※実際の融資審査では自己資金がある方が有利ですが、制度上の門戸は大きく広がります。
- 新規開業資金の金利引き下げ：貸付制度の「新規開業資金」を利用する際、通常よりも有利な**引き下げ金利（特別利率）**が適用されます。



小規模事業者持続化補助金の「創業枠」への申請が可能

ホームページ作成やチラシ作成、店舗改装などの販路開拓費用を支援してくれる「小規模事業者持続化補助金」で、優遇された枠を利用できます。

- 通常の「一般枠」の補助上限額は50万円ですが、この証明書を提出して「創業枠」で申請すると、**補助上限額が最大200万円に引き上げ**られます（補助率は3分の2）。
- 創業期に必要な広告宣伝費や設備投資の負担を、最大200万円まで国から補助してもらえするため、非常に人気の高い特典です。